明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項、第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第六条第一項及び第十条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 一　令第七条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、その顧客である事業者が法令の規定により次に掲げる事項のいずれかを目的として行うもの（ロに掲げる事項を目的として行うものにあっては、受益権（信託財産の交付を受ける権利に係るものに限る。）が受益者代理人が必要と判断した場合にのみ行使されるものに限る。） イ　当該法令の規定に基づく行政庁の命令に応じて信託財産を保証金その他これに類するものの供託に充てること。 ロ　イに掲げるもののほか、当該顧客がその行う事業を廃止した場合その他の当該事業に係る取引の相手方の保護に欠けるおそれがあることとなった場合に当該相手方に返還すべき金銭その他の財産を管理すること。 ［号の細分を削る。］	（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） **第四条**　［同上］ 一　令第七条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、次に掲げるもの イ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定による信託に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成十八年法律第百八号）第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立 ロ　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十二条の五第一項に規定する商品顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する商品顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立 ハ　金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立